

「消防団普及啓発等事業」に係る企画提案募集要項

1 事業趣旨

消防団は、各市町村に設置され、消防団員は、それぞれ自分の仕事を持ちながら「自らの地域は自らで守る」という自助・共助の精神に基づき地域防災の担い手として、地域に密着して活動しており、住民の安全と安心を守るという重要な活動を行っている。

一方、本県の消防団員数は平成30年4月1日現在、1,738名で全国平均（約18,000人）の1/10以下となっている。また、就業構造の変化、地域社会への帰属意識の希薄化等の理由により、全国的にも消防団員数は減少傾向となっている。

このような現状を踏まえ、県民に対する消防団の認知度向上を図り、もって消防団への加入を促進することを目的にプロモーション事業を実施する。

2 業務の概要

- (1) 名称：消防団普及啓発等事業
- (2) 委託期間：契約締結の日から令和2年3月31日
- (3) 業務内容：企画提案仕様書のとおり

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定を準用し、同規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(注) 地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には最低1法人が県内に本店又は支店を有しており、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (3) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に管理法人を1法人置くものとする。

管理法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすことが必須である。

ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(5) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 本業務の実施に際して、担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。共同企業体で実施する場合には、最低1法人がこの要件を満たすこと。

(7) 今回の委託業務を遂行するために必要な知識、技術及び調査研究の実績等を有する者であること。

(8) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、法人単体で申請することはできない。

4 応募の手続き

(1) 募集要項等の配布：(公財)沖縄県消防協会ウェブサイトへの掲載により配布に代える。

ア掲載期間：公告日から令和元年12月18日(水)まで

イ掲載場所：(公財)沖縄県消防協会ホームページの新着情報

(2) 企画提案募集に係る質問方法

「下記10問い合わせ先」あて電話又はメール

(3) 企画提案応募申請書及び企画提案書等の提出期間

ア提出期間：公告日から令和元年12月18日(水)17時まで

イ提出場所：（公財）沖縄県消防協会

※ 持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

ウ提出書類：5に定める書類を2部

5 提出書類

- (1) 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式1】
- (2) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【任意様式】
- (3) 会社概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式2】又は【会社概要パンフレット】
- (4) 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式3】
- (5) 執行体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式4】
- (6) 共同企業体協定書（共同企業体の場合に限る）

※ (3)について、共同企業体の場合は構成員ごとに提出すること。

6 見積要件

今回の企画提案にあたっては、1,186千円（消費税込み）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

7 選定方法

応募のあった提案については、（公財）沖縄県消防協会において審査（書類審査）を行い選定する。

選定結果通知：令和元年12月25日（水）（予定）

8 委託契約について

委託契約については、原則として第1位入選者とするが、契約に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。

9 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ募集要項に違反すると認められる場合

オその他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

カその他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

- (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則認めない。
- (4) 企画提案書等の作成に要する経費等、本事業の企画提案に要した経費については、参加者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (6) 入選者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (7) 入選者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。そのため、業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施するものではない。
- (9) 1法人（又は1共同企業体）あたり、提案は1件とする。

10 問い合わせ・書類提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県庁5階（沖縄県知事公室防災危機管理課内）

公益財団法人 沖縄県消防協会：前里、平田

TEL 098-863-2053 FAX 098-866-3204

E-mail okisyokyo@grace.ocn.ne.jp